

## 滋賀県附属機関設置条例（抄）

平成 25 年 7 月 5 日滋賀県条例第 53 号

## （趣旨）

第 1 条 この条例は、法律もしくはこれに基づく政令または他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項および第 202 条の 3 第 1 項の規定に基づき、県の設置する執行機関の附属機関について必要な事項を定めるものとする。

## （設置等）

第 2 条 執行機関の附属機関として、別表に掲げる機関を置き、その担任する事務ならびに委員の数、構成および任期は、同表に定めるとおりとする。

- 2 委員は、執行機関（別表第 3 項の表に掲げる附属機関にあっては、知事）が任命する。
- 3 別表の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることを妨げない。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

## （専門委員等）

第 3 条 附属機関に、執行機関が定めるところにより、専門委員その他の臨時の委員を置くことができる。

## （部会等）

第 4 条 附属機関に、執行機関が定めるところにより、部会その他の合議制の組織を置くことができる。

## （委任）

第 5 条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、規則または教育委員会規則で定める。

## 付 則

## （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（滋賀県特別職報酬等審議会設置条例等の廃止）
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
  - (1)、(2) 略
  - (3) 滋賀県基本構想審議会条例（昭和 59 年滋賀県条例第 37 号）
  - (4)～(8) 略

## （経過措置）

- 3 前項の規定による廃止前のそれぞれの条例の規定による附属機関およびその委員その他の構成員は、この条例の規定による相当の附属機関およびその委員その他の構成員となり、同一性をもって存続するものとする。この条例の施行の際知事または教育委員会が定めるところにより置かれている委員会その他の合議制の機関およびその委員その他の構成員についても、同様とする。
- 4 略
- 5 付則第 2 項の規定による廃止前のそれぞれの条例の規定による附属機関に係る諮問、答申その他の行為は、この条例の規定による相当の附属機関に係る諮問、答申その他の行為とみなす。付則第 3 項後段に規定する委員会その他の合議制の機関に係る諮問、答申その他の行為についても、同様とする。

別表（第2条関係）

1 知事の附属機関

名称	担任する事務	委員の数	委員の構成	委員の任期
滋賀県総合政策部指定管理者選定委員会	知事の諮問に応じて総合政策部の所管に属する公の施設(地方自治法第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。)(滋賀県希望が丘文化公園を除く。)の指定管理者(同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)の選定に関する事項について調査審議すること。	11人以内	(1)学識経験を有する者 (2)県の職員 (3)その他知事が適当と認める者	当該諮問に係る調査審議が終了するまでの期間
滋賀県基本構想審議会	知事の諮問に応じて県勢振興に関する基本構想の策定およびその推進について調査審議すること。	50人以内	(1)学識経験を有する者 (2)市町の長および議会の議員 (3)公共的団体等の代表者 (4)その他知事が適当と認める者	3年

以下 略